

利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したものの報告書（要旨）

平成21年10月

会計検査院

検査の背景

政府は、行政の情報化を積極的に推進することとしており、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告し、電子申請等関係システムの電子申請率が全体では低い状況にあることから、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

18年の検査から3年が経過し、この間、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部がオンライン利用拡大行動計画を策定していることなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているかなどに着眼して検査を行った。

検査の状況

検査の対象としたシステムの電子申請率は、全体でみると毎年度向上してきているものの、内閣府本府等^(注)10府省等が運用している12システムは、電子申請率が10%以下と低迷していて、システムの整備・運用等に係る経費（17年度から20年度における整備・運用等に係る経費118億7519万余円）に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(注) 10府省等 内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

表示した意見

政府は、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、内閣官房において、システムの停止等の抜本的な措置を執る際の基準として電子申請率等の指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を適時適切に行うよう内閣総理大臣に対して意見を表示した。

また、10府省等において、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るようそれぞれの長に対して意見を表示した。